

230 システム活性化部会運営規則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会に設けたシステム活性化部会の業務を適切に行うため、運営規則として定めるものである。

(業務)

第2条 システム活性化部会は、定款に定める事業が円滑に進行するよう下記の業務を実施する。

- ① 各委員会の運営・管理に関する事項のうち、会務の執行に関する事項
- ② その他、各委員会からの報告及び調整に関する事項

(組織)

第3条 システム活性化部会は、理事会構成メンバー及び各委員会の委員長、副委員長、研究分科会の主査により構成する。該当職に交代があった時は、後任者を構成メンバーとする。

システム活性化部会の議長は、理事長が指名する。

(開催時期)

第4条 システム活性化部会は、原則として年に4回、理事会開催日に併せ、開催する。

(電子メールによる開催)

第5条 システム活性化部会が、社会状況などにより出席開催が困難な場合、理事長の判断により、インターネットWEBによる会議あるいは電子メール等を用いた文書開催とすることができる。

(運営)

第6条 システム活性化部会の運営に必要な会務は、事務局が担当する。

(改廃)

本規則の改廃は、運営委員会が起案し、理事会の議決による。

附則 この規則は平成23年9月27日から施行する。

改定履歴

平成25年9月18日改定

令和2年5月21日改定

2021年9月16日改定

2024年12月17日改定